

公立はこだて未来大学動物実験指針

平成 18 年 9 月 15 日
教授会決定

第 1 目的

この指針は、公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における動物実験に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）および「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」（昭和 55 年 3 月 27 日総理府告示第 6 号）ならびに「公立はこだて未来大学各種実験指針」（平成 18 年 9 月 15 日教授会決定）に定めるもののほか、本学において動物実験を行う際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

第 2 定義

この指針において用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 動物実験 次号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供する哺乳類、鳥類および爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 施設 動物実験を行う施設をいう。
- (4) 管理者 実験動物および施設を管理する者をいう。
- (5) 実験者 動物実験を行う者をいう。

第 3 適用範囲

- (1) この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用される。
- (2) 本学の教員等が本学以外の施設において動物実験を行う場合であっても、この指針に準じて取り扱うものとする。

第 4 施設、設備、組織および諸規定の整備

- (1) 学長は、本指針の趣旨にそった動物実験の場所等を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制およびそのための関連諸規定を整備しなければならない。
- (2) 管理者は、動物実験を適正かつ円滑に実施するため、施設の適切な維持管理に努めなければならない。
- (3) 管理者は、学長が別に定める。

第 5 動物実験計画の立案

動物実験計画の立案に当たっては、実験者は、科学的合理性に基づいて動物実験を行うとともに、その範囲を教育・研究目的に必要な最小限にとどめるものとし、次の動物実験の国際原則に則って立案するものとする。

- ① 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること（Replacement）
- ② 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること（Reduction）
- ③ その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってすること（Refinement）

第6 実験動物の管理および搬入等

- (1) 本学においては、実験動物の飼育をすることはできない。
- (2) 実験を行うため業者から実験動物を購入・搬入し、実験後はすみやかに処分する場合に限り、施設に一時保管をすることができる。その際には、実験者は、ケージ等を用意するほか衛生面などに十分配慮しなければならない。
- (3) 実験者は、適切な検疫を行わなければならない。ただし、業者により適正に管理された動物の場合はその限りではない。

第7 実験操作

実験者は、動物の保定および麻酔に最も適切な方法を選び、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

第8 実験終了時等の動物の処置および死体の処分

- (1) 実験者は、実験の終了または中断時には、動物に苦痛を与えないように速やかに適切な処置をしなければならない。
- (2) 死体の処分は、可燃性廃棄物として処分可能な場合は、密封性を確保しつつ、内部が見えないような処理するものとする。なお、それによりがたい場合は、委員会の指示により適切に処理するものとする。

第9 その他

- (1) 学長は、管理者および実験者に対し、動物実験等の実施ならびに実験動物の保管を適切に実施するために必要な教育訓練が確保されるように努めるものとする。
- (2) 学長は、動物実験等に関する情報について、適切な方法で公開を行い、動物実験等に係る情報の社会的透明性の向上に努めるものとする。